



令和元年度 香川おもいやりネットワーク事業取組報告書 — “香川型” 福祉でまちづくりをめざして —

香川おもいやりネットワーク事業とは

地域の方たちが抱える「生活のしづらさ」におもいを寄せ、寄り添い、その方が暮らす地域におもいをめぐらし、地域の様々な課題を社会福祉関係者の連携・協働により受け止め支援し、地域でトータルで支えることのできる仕組みづくりを通じて、お互いおもいやり、支えあうことのできる地域づくりを進めていく取組み（機能・仕組みづくり・支援のツール）である。

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会
社会福祉法人香川県社会福祉協議会

目 次

香川おもいやりネットワーク事業の取組み実績について

1 香川おもいやりネットワーク事業実施の背景	1
2 香川おもいやりネットワーク事業（機能）のめざすところは	2
3 参加法人の状況	3
4 主な事業の取組み実績	
(1) 総合相談・支援事業	7
(2) 地域のネットワーク体制づくり	11
(3) 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進	12
(4) 総合相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）	16
(5) 香川おもいやりネット基金の創設	18
5 5年目の事業評価と今後の取組みについて	20
6 香川おもいやりネットワーク事業決算状況	26

参考資料

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱	29
香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費	32
香川おもいやりネットワーク事業運営委員会 委員名簿（令和2年3月31日現在）	33
香川おもいやりネットワーク事業 総合相談及び支援に関する小委員会 設置規程	34
香川おもいやりネットワーク事業 総合相談及び支援に関する小委員会 委員名簿 （令和2年3月31日現在）	35
香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領	36
香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領	39
香川おもいやりネット認定事業実施要領	41

－社会福祉法人施設と社協が連携した「地域における公益的な取組み」－
香川おもいやりネットワーク事業の取組み実績について

1 香川おもいやりネットワーク事業実施の背景

地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにも関わらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題・生活課題が深刻化している。

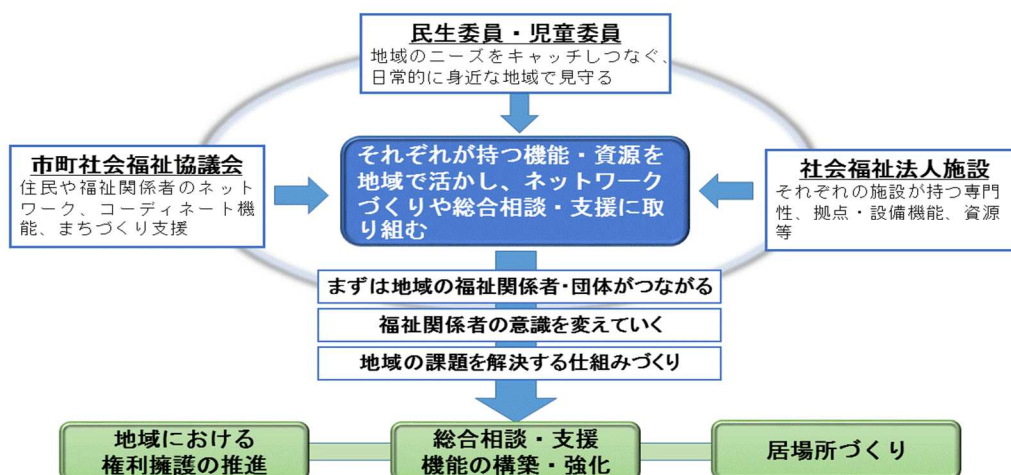
このような課題に対応するため、香川県内の社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員等が協働し、支援を必要とする方をトータルで支える仕組みづくりをめざし、香川県社会福祉法人経営者協議会、香川県老人福祉施設協議会、香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の4団体で香川県協働プロジェクト委員会を平成26年6月に設置し、香川県としての協働の取組みについて協議を重ねた結果、香川おもいやりネットワーク事業として、平成27年4月から事業に取り組んでいる。

香川おもいやりネットワーク事業では、協議の最初の段階から民生委員・児童委員の方にもメンバーとして加わっていただいている。これは、この事業で民生委員・児童委員が地域で抱える世帯の様々な課題を、社会福祉法人施設や社協が連携して受止めて総合・相談支援につなぐとともに、地域における福祉関係者のネットワークの構築にも重点を置いて事業を進めたいという、プロジェクト関係者の強い思いからくるものであった。

また、全17市町社協がこの事業に参加しており、事業を進めていくうえでのコーディネートの役割を担っている。

香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設や社会福祉協議会がそれぞれの強みを活かして、民生委員・児童委員等と連携して地域のニーズに対応する取組みであり、平成28年3月31日に改正された社会福祉法において責務として規定された「地域における公益的な取組」として、全県的な実施をめざしてこれまで取り組んできた。

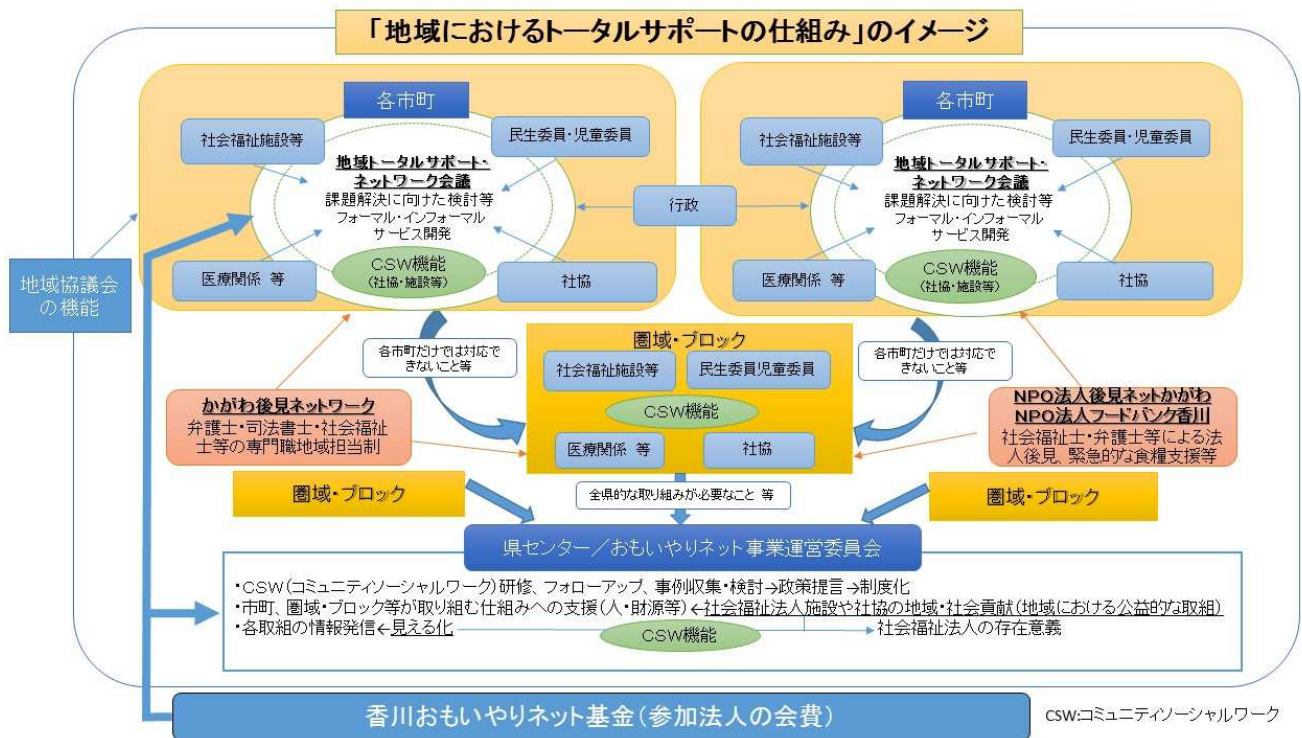
香川おもいやりネットワーク事業の仕組み(機能)



2 香川おもいやりネットワーク事業（機能）のめざすところは

香川おもいやりネットワーク事業は「地域におけるトータルサポートの仕組みづくり」であり、社会福祉法人施設と社協と民生委員・児童委員がつながり地域の課題を解決する協働の取組みを通じて、次の3点をめざしている。

- (1) 事業に参加する社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員等それぞれが持つ機能を活かして、地域のあらゆる福祉課題・生活課題を受け止めるネットワークをつくり、つなぎ、つながり地域で課題を解決する仕組みをつくる。
- (2) 支援を必要とする方たちの、地域での自立生活をトータルで支える仕組み（総合相談・支援の取組み）をつくる。
- (3) この事業は、社会福祉法の改正により、社会福祉法人の責務として規定されている「地域における公益的な取組」として実施するものであり、地域のセーフティネットとしての役割を社会福祉法人が主体的に担う。



また、香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設が中心となって全国的展開されている「生活困窮者レスキュー事業」と言われている経済的支援（現物給付）やワンストップ型の総合相談・支援事業をベースにしているが、施設や民生委員・児童委員のネットワークを大事にしつつ、次の点を特徴としている

- (1) 事業の立上げの段階から推進まで、民生委員・児童委員に参画・協力いただいている。
 - ⇒民生委員・児童委員と社会福祉施設、社協がつながる仕組みである。
- (2) 17市町社協全てが事業に参画し、各市町のコーディネート（プラットフォーム）の機能を担っている。
- (3) 事業ではなく仕組みづくりであり、機能である。制度の狭間の制度ではない。

- (4) 生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業、成年後見事業（法人後見）等と一体的に取り組んでいる。

3 参加法人の状況

- (1) 参画法人数 80 法人／192 法人（令和2年3月31日現在）
加入率 41.6%

【内訳】 99 施設・18 県市町社協、計 117 か所

特別養護老ホーム 41、介護老人保健施設 5、養護老人ホーム 3、
軽費老人ホーム・ケアハウス 8、障害者支援施設（入所）12、
障害福祉サービス事業所（通所）12、救護施設 1、保育所・こども園 11、
その他の施設 6（老人介護支援センター1、老人デイサービス事業所 2、
高齢者複合施設 2、無料低額宿泊所 1）、県市町社協 18

- (2) 参画法人数等の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法人数 (%)	57 (30.5)	66 (34.9)	78 (40.6)	79 (41.1)	80 (41.6)
社会法人福祉施設数	69	79	96	98	99
県・市町社協数	18	18	18	18	18

- 令和元年度新規加入法人・施設

- ・ 障害福祉サービス事業所（通所）
社会福祉法人ウルカ福祉会 支援センタードリーム

香川おもいやりネットワーク事業 加入申込法人（施設・社協） 一覧

（令和2年3月31日現在、網掛けは、令和元年度加入施設）

No.	施設所在市町名	社会福祉施設・社協名	施設等種別	社会福祉法人名	法人本部所在市町名
1	高松市	さめぎ	養護	さめぎ	高松市
2		あぜりあ園	養護	すみれ福祉会	高松市
3		岡本荘	特養	香東園	高松市
4		弘恩苑	特養	弘善会	高松市
5		すみれ荘	特養	すみれ福祉会	高松市
6		さくら荘	特養	すみれ福祉会	高松市
7		おりいぶ荘	特養	すみれ福祉会	高松市
8		桜樹苑	特養	すみれ福祉会	高松市
9		大寿苑	特養	大寿庵	高松市
10		返里苑	特養	守里会	高松市
11		花みずき	軽費	すみれ福祉会	高松市
12		サンリッチ屋島	軽費	瑞祥会	東かがわ市
13		サンライズ屋島	老健	ルボア	高松市

14		サン未来	障害入所	瑞祥会	東かがわ市
15		ウインドヒル	障害入所	ポム・ド・パン	高松市
16		すずらん	障害通所	朝日園	高松市
17		朝日平成園	障害通所	朝日園	高松市
18		いずみこども園	保育	いずみ保育園	高松市
19		生活支援センター高松 希	その他	いずみ保育園	高松市
20		さくら伏石保育園	保育	すみれ福祉会	高松市
21		かがわ総合リハビリテーションセンター	障害入所	かがわ総合リハビリテーションセンター	高松市
22		扇寿	特養	まほろば福祉会	高松市
23		竜雲舜虹苑	特養	竜雲学園	高松市
24		あかね	特養	光寿会	高松市
25		サマリヤ西春日	その他	サマリヤ	高松市
26		障害福祉サービス事業ぎんせいワーク	障害通所	銀星の家	高松市
27		シオンの丘ホーム	特養	牧羊会	高松市
28		春日こども園	保育	未知の会	高松市
29		ヌーベル木太	その他	祐正福祉会	さぬき市
30		支援センタードリーム	障害通所	ウルカ福祉会	高松市
31		高松市社会福祉協議会	社協	高松市社会福祉協議会	高松市
32	丸亀市	土器川荘	養護	鵜足津福祉会	宇多津町
33		青の山荘	特養	宝樹園	丸亀市
34		たるみ荘	特養	博安会	丸亀市
35		丸亀さんさん荘	障害入所	うぶすな会	丸亀市
36		今津荘	特養	鵜足津福祉会	宇多津町
37		紅山荘	特養	禱友会	丸亀市
38		マイルドハート丸亀	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
39		香川県ふじみ園	障害入所	香川県社会福祉事業団	丸亀市
40		土器川タウン	障害入所	鵜足津福祉会	宇多津町
41		萬象園	救護	萬象園	丸亀市
42		珠光園	特養	厚仁会	丸亀市
43		丸亀市社会福祉協議会	社協	丸亀市社会福祉協議会	丸亀市
44	坂出市	聖マルチンの園	特養	聖マルチンの家	坂出市
45		マイルドハート坂出	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
46		楽笑	障害通所	楽笑福祉会	坂出市
47		瀬戸療護園	障害入所	瀬戸福祉会	坂出市
48		きやま	特養	敬世会	坂出市
49		愛生苑	特養	永世会	坂出市
50		わかたけ	障害通所	若竹会	坂出市

51		坂出市社会福祉協議会	社協	坂出市社会福祉協議会	坂出市
52	善通寺市	仙遊荘	特養	善通寺福祉会	善通寺市
53		白百合荘	特養	白百合福祉会	善通寺市
54		明日香	特養	千周会	善通寺市
55		善通寺希望の家	障害通所	希望の家	善通寺市
56		吉原保育所	保育	愛和福祉会	観音寺市
57		善通寺市社会福祉協議会	社協	善通寺市社会福祉協議会	善通寺市
58		観音寺市	丸山作業所	障害通所	三豊広域福祉会
59	はがみ苑老人介護支援センター		その他	観音寺福祉会	観音寺市
60	支援センターウィズ		障害通所	ラーフ	観音寺市
61	柞田保育所		保育	柞田福祉会	観音寺市
62	観音寺ふたば保育園		保育	観音寺ふたば福祉会	観音寺市
63	観音寺中部保育園		保育	ときわ福祉会	観音寺市
64	高室保育園		保育	高室福祉会	観音寺市
65	くれよん保育園		保育	花みずき福祉会	観音寺市
66	愛和保育園		保育	愛和福祉会	観音寺市
67	観音寺市社会福祉協議会		社協	観音寺市社会福祉協議会	観音寺市
68	さぬき市	志度玉浦園	特養	志度玉浦園	さぬき市
69		香東園	特養	香東園	高松市
70		ゆたか荘	特養	長尾福祉会	さぬき市
71		ハーティヴィラ亀鶴	その他	長尾福祉会	さぬき市
72		さわやかホーム	特養	津田福祉会	さぬき市
73		ヌーベルさんがわ	老健	祐正福祉会	さぬき市
74		真清水荘	障害入所	祐正福祉会	さぬき市
75		さぬき市社会福祉協議会	社協	さぬき市社会福祉協議会	さぬき市
76	東かがわ市	引田荘	特養	瑞祥会	東かがわ市
77		湊荘	特養	瑞祥会	東かがわ市
78		絹島荘	特養	香東園	高松市
79		サンパール白鳥	軽費	瑞祥会	東かがわ市
80		リリック・ケアセンター	老健	瑞祥会	東かがわ市
81		ケアハウスひまわり	軽費	三本松福祉会	東かがわ市
82		ひまわり	老健	三本松福祉会	東かがわ市
83		東かがわ市社会福祉協議会	社協	東かがわ市社会福祉協議会	東かがわ市
84	三豊市	障害者支援施設みとよ荘	障害入所	鶴足津福祉会	宇多津町
85		障害者支援施設高瀬荘	障害入所	鶴足津福祉会	宇多津町
86		三豊市社会福祉協議会	社協	三豊市社会福祉協議会	三豊市
87	土庄町	あづき	特養	明和会	小豆島町

88		ひまわりの家	障害通所	ひまわり福祉会	土庄町
89		土庄保育園	保育	聖愛財団	土庄町
90		土庄町社会福祉協議会	社協	土庄町社会福祉協議会	土庄町
91	小豆島町	マリアの園	特養	聖マルチンの家	坂出市
92		リベラルサンシャイン	特養	サンシャイン会	小豆島町
93		シーサイドサンシャイン	軽費	サンシャイン会	小豆島町
94		小豆島町社会福祉協議会	社協	小豆島町社会福祉協議会	小豆島町
95	三木町	朝日園	障害入所	朝日園	高松市
96		白山山荘	特養	木田福祉会	三木町
97		ヌーベル三木	その他	祐正福祉会	さぬき市
98		三木町社会福祉協議会	社協	三木町社会福祉協議会	三木町
99	直島町	レファシード直島	特養	ことぶき会	直島町
100		直島町社会福祉協議会	社協	直島町社会福祉協議会	直島町
101	宇多津町	寿楽荘	特養	鵜足津福祉会	宇多津町
102		マイルドハート21	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
103		ライトハートいきいき荘	老健	鵜足津福祉会	宇多津町
104		エコランド鵜足津	障害通所	鵜足津福祉会	宇多津町
105		宇多津町社会福祉協議会	社協	宇多津町社会福祉協議会	宇多津町
106	綾川町	松林荘	特養	福寿会	綾川町
107		楽々苑	特養	共済会	綾川町
108		竜雲少年農場	障害入所	竜雲学園	高松市
109		綾川町社会福祉協議会	社協	綾川町社会福祉協議会	綾川町
110	琴平町	琴平町社会福祉協議会	社協	琴平町社会福祉協議会	琴平町
111	多度津町	桃陵苑	特養	多度津福祉会	多度津町
112		多度津町社会福祉協議会	社協	多度津町社会福祉協議会	多度津町
113	まんのう町	満濃荘	特養	正友会	まんのう町
114		仲南荘	特養	正友会	まんのう町
115		障害福祉サービス事業所かりん園	障害通所	鵜足津福祉会	宇多津町
116		まんのう町社会福祉協議会	社協	まんのう町社会福祉協議会	まんのう町
117	香川県	香川県社会福祉協議会	社協	香川県社会福祉協議会	高松市

4 主な事業の取組み実績

1 総合相談・支援事業

参画社会福祉法人施設と社協に相談・支援担当者を配置し、様々な「生活のしづらさ」を抱え支援を必要としている方の相談に応じ、施設と社協が持つ強み（機能・資源）を活かし連携・協働して、制度につないだり、必要に応じて緊急的な支援である現物給付を行い、民生委員・児童委員等と協力しながら、総合相談・支援活動に取り組む。支援に当たっては、本人の自立に向けた支援策を検討する「地域トータルサポート会議」を市町ごとに開催する。

(1) 総合相談・支援実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規 相談・支援件数	195	91 (286)	215 (501)	189 (690)	213 (903)

※（）内、累計

(2) 現物給付等の状況

① 現物給付実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
請求 件数	49	89 (138)	90 (228)	71 (299)	99 (398)
支給額 (円)	1,734,143	2,724,308 (4,458,451)	3,083,070 (7,541,521)	3,377,526 (10,919,047)	3,346,095 (14,265,142)

※（）内、累計。1件あたり平均 37,406 円

② 現物給付の月別金額

(円)

月	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	計
4 月		379,565	148,484	543,362	62,588	1,133,999
5 月		153,249	302,634	111,539	238,161	805,583
6 月		474,658	274,956	125,592	408,378	1,283,584
7 月	55,597	166,176	37,450	66,512	85,133	410,868
8 月	40,242	142,848	68,818	298,849	104,604	655,361
9 月	48,644	132,605	298,174	136,558	335,486	951,467
10 月	109,343	81,056	72,277	304,519	257,583	824,778
11 月	104,550	50,041	115,428	44,332	223,560	537,911
12 月	130,686	421,879	81,796	320,973	377,495	1,332,829
1 月	59,077	11,150	469,477	83,986	34,704	658,394
2 月	103,520	326,733	179,735	552,593	272,179	1,434,760
3 月	1,082,484	384,348	1,033,841	788,711	946,224	4,235,608
合計	1,734,143	2,724,308	3,083,070	3,377,526	3,346,095	14,265,142

③ 現物給付の費目別金額

(円)

費目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
家賃・住宅入居費用	178,010	639,060	913,728	1,352,759	609,910
電気料金	66,307	421,184	418,403	458,017	646,845
携帯電話等通信料	68,547	321,325	270,848	660,533	249,980
ガス料金	84,284	197,675	141,498	129,729	103,858
食材・食品購入費	149,000	152,160	143,834	118,540	66,189
税金滞納分支払費用	13,000	77,800	19,300	0	260,700
施設利用料	34,506	72,600	0	21,140	68,520
水道料金	17,300	71,572	72,755	49,028	29,203
その他 ※	1,123,189	770,932	1,102,704	587,780	1,310,890
合計	1,734,143	2,724,308	3,083,070	3,377,526	3,346,095

費目	合計
家賃・住宅入居費用	3,693,143
電気料金	2,010,756
携帯電話等通信料	1,570,693
ガス料金	657,044
食材・食品購入費	629,723
税金滞納分支払費用	370,800
施設利用料	196,766
水道料金	239,858
その他 ※	4,896,359
合計	14,265,142

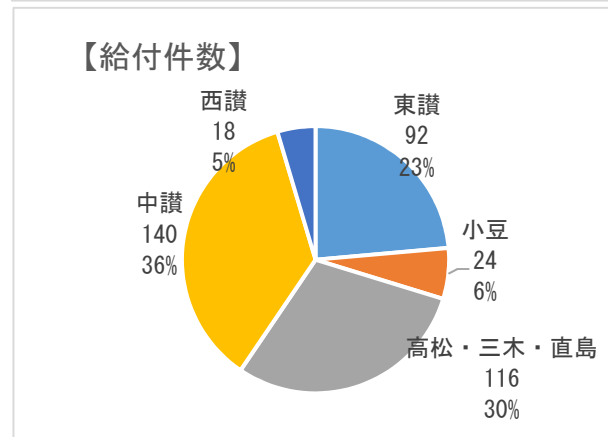
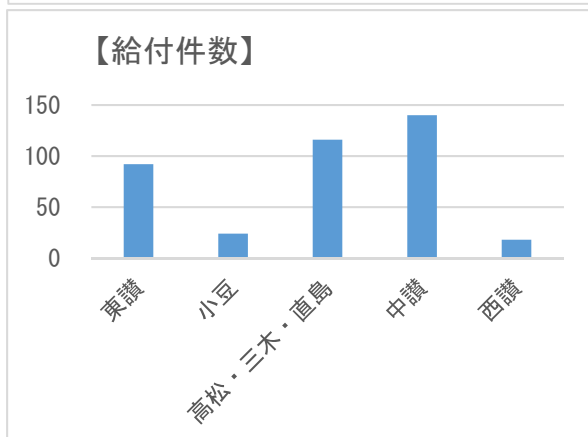
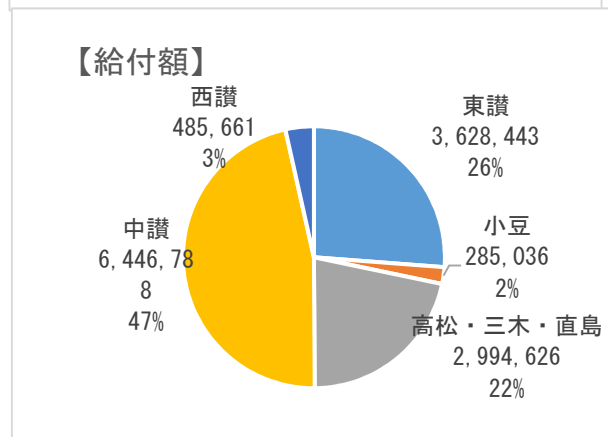
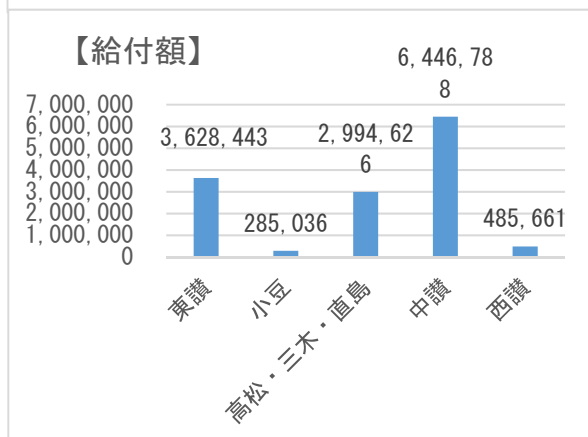
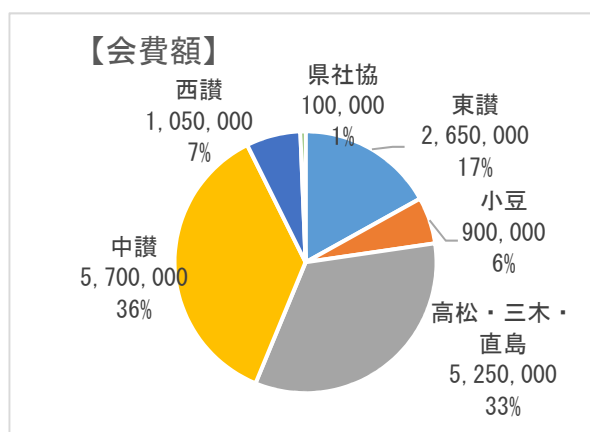
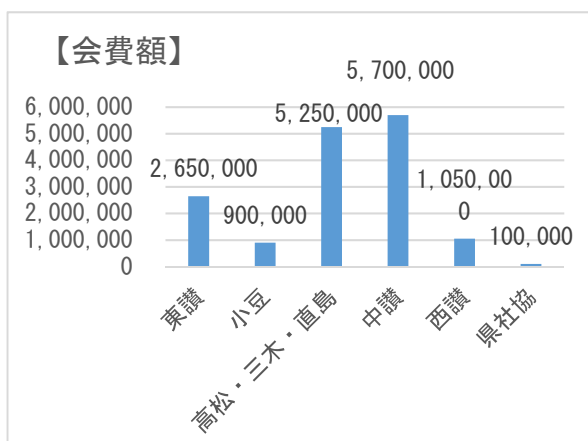
※ その他

ガソリン代、住民票取得費、医療費、手数料、
精米費、引越費用、清掃費、ごみ処理費、交通
費、精米費、振込手数料、消耗品代、おむつ代、
切手代、制服代、銭湯代、滞納授業料（高校）、
保育所諸経費等

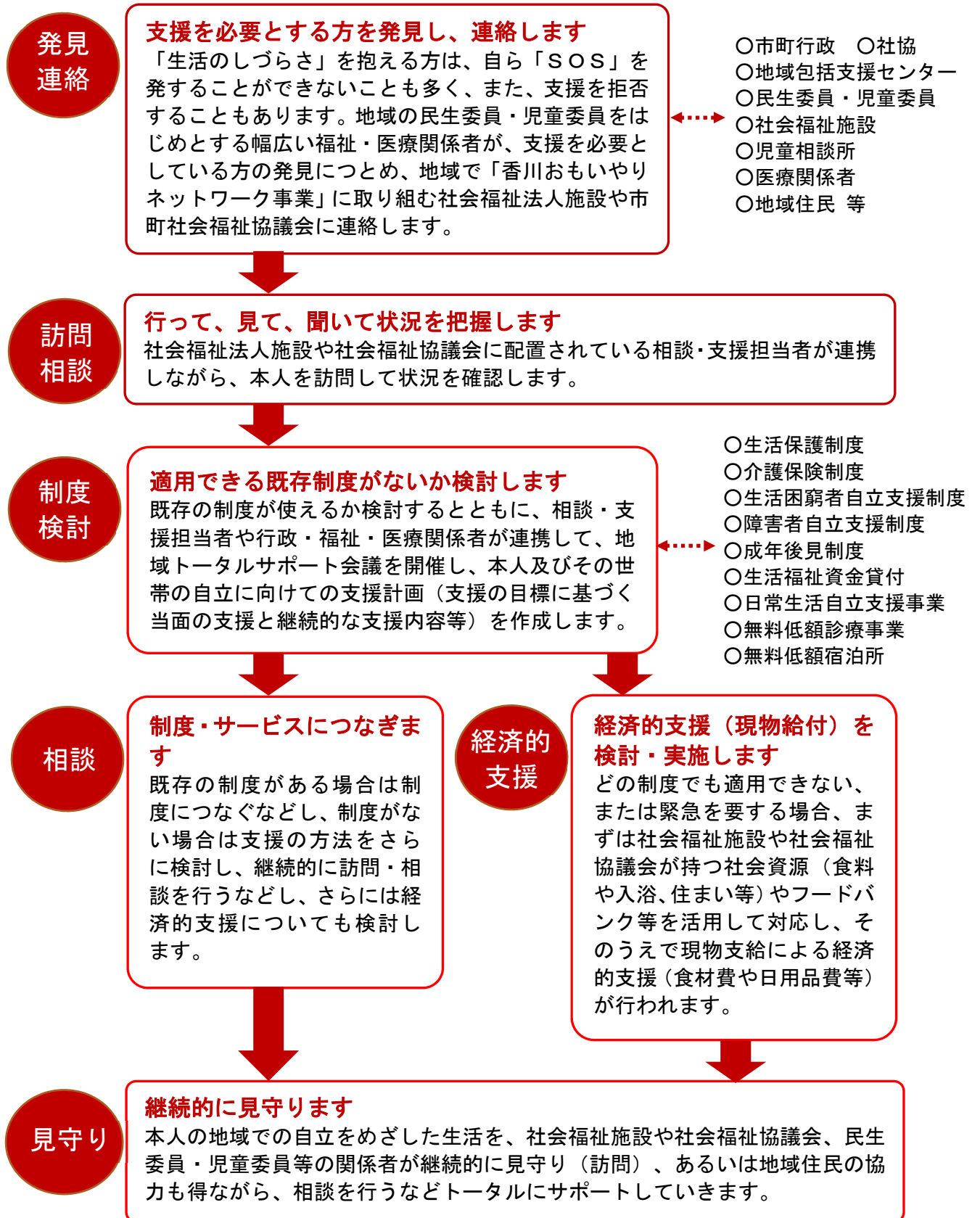
④ 現物給付の市町別金額

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	計
高松市	253,738	568,052	430,764	1,049,791	693,324	2,995,669
丸亀市	182,256	442,749	150,764	207,163	116,895	1,099,827
坂出市	0	158,917	244,755	153,128	44,807	601,607
善通寺市	38,247	0	71,615	37,603	53,824	201,289
観音寺市	11,348	47,763	71,500	34,844	76,792	242,247
さぬき市	241,311	713,527	1,010,402	832,444	630,996	3,428,680
東かがわ市	39,367	93,387	40,000	27,009	0	199,763
三豊市	69,112	174,302	0	0	0	243,414

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	計
土庄町	2,200	33,150	8,113	25,303	62,061	130,827
小豆島町	22,444	110,082	21,683	0	0	154,209
三木町	3,150	26,300	40,272	150,786	197,019	417,527
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	35,815	44,460	164,631	564,510	809,416
綾川町	0	76,010	370,094	392,240	0	838,344
琴平町	814,496	124,476	485,127	182,972	693,298	2,300,369
多度津町	2,758	119,778	64,453	112,598	87,060	386,647
まんのう町	53,716	0	29,068	7,014	125,509	215,307
合計	1,734,143	2,724,308	3,083,070	3,377,526	3,346,095	14,265,142



総合相談・支援の流れ



社会福祉法人施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等社会福祉関係者の支援のネットワーク

2 地域のネットワーク体制づくり

市町社協が中心となり、市町ごとに社会福祉法人施設や民生委員・児童委員など福祉関係者の地域ネットワーク会議（連携・協働の場づくり）を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくります。

(1) 地域ネットワーク会議の開催状況

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
開催市町数	16	14	11	16	12
回数	49	43	38	44	39

○ 令和元年度 開催状況

市町名	開催 回数	主な内容
高松市	-	
丸亀市	4回	<ul style="list-style-type: none"> ・身元引受人について ・広報活動および相談会について
坂出市	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のこども衝動の取組みについて ・担当者アンケートについて
善通寺市	(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次善通寺市地域福祉計画策定に向けて
観音寺市	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク事業について ・認定事業「みんなの広場」について ・小規模法人ネットワーク化による協働推進事業について
さぬき市	12回	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討会及び報告について ・フードバンクPRイベントについて ・福祉避難所運営マニュアルについて ・入居債務保証モデル事業と生活保護住宅扶助代理納付の必要性について
東かがわ市	3回 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告、絹島荘の取組み報告 ・民生委員からの事例報告 ・身元保証に関する事例検討
三豊市	-	
土庄町 小豆島町	12回	(圏域地域ネットワーク会議) <ul style="list-style-type: none"> ・各参画機関の活動報告や情報提供・情報共有
三木町	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・取組み状況について ・事例検討
直島町	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の取組みについて
宇多津町	-	
綾川町	-	

市町名	開催回数	主な内容
琴平町	1回	・町内社会福祉法人情報共有
多度津町	(※)	・第2層協議体の協議での地域課題を共有し、課題解決の取組みを提案予定。
琴平町 まんのう町	3回	・各法人の活動状況と活動予定について

3 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

社会資源のリストづくり（相談窓口や社会福祉施設・社協が提供できる資源等のリストづくり）を行わずは活用し、さらには地域にない必要な資源や新しいサービスを研究・開発し、支援につなげていく。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に、順次取り組む。

(1) 香川おもいやりネット入居債務保証支援モデル事業の実施

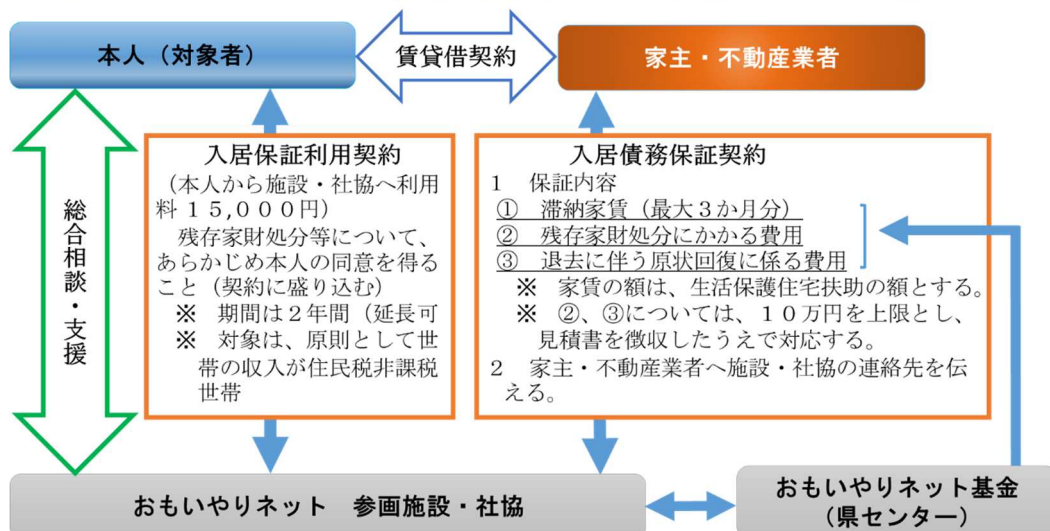
○ 香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業とは

家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもいやりネットワーク事業の参画社会福祉法人施設・社協が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的に、平成28年3月からモデル事業として取り組んでいる。

・入居債務保証支援モデル事業利用状況（令和2年3月末日）

契約件数 51件（内、15件解約）

香川おもいやりネット入居債務保証支援モデル事業 利用のながれ(仕組み)



(2) 居住支援の取組み

① 住まいの確保に関する検討会の開催

昨年度から継続して、住宅確保要配慮者等の円滑な住まいの確保に向けて、住宅確保とその際の保証に関する現状と課題の整理を行い、既存の制度やサービスの確認、新たな保証の仕組みの必要性とあり方について協議を行い、報告書にまとめた。

○検討会開催状況

回	開催日時	開催場所	内容	出席者数
1	平成 30 年 12 月 26 日	香川県社会 福祉総合セ ンター	・委員長・副委員長の互選について ・住宅確保やその際の保証に関する現状と課題について ・今後の協議の方向性について	20 名
2	平成 31 年 2 月 22 日		・県内における居住支援に関する制度・施策の運用状況について ・入居債務保証支援モデル事業の利用状況について ・今後の進め方について	17 名
3	令和元年 6 月 19 日		・これまでの協議・調査内容について ・今後の取組みについて ・検討会報告書について	17 名
4	7 月 31 日		・検討会報告書（案）について ・今後の取組みについて	18 名
5	9 月 11 日		・検討会報告書（案）について	17 名

・委員長 古川 慎一郎 氏（弁護士）

② 県営住宅入居に際しての取扱いについて

県住宅課と公営住宅における連帯保証人の要件緩和措置について協議を行い、令和 2 年 2 月に県住宅条例施行規則の一部改正によって、当事業参画社会施設及び社協が相談支援で関わることで、連帯保証人がいない人・世帯の入居が可能になった。

また、緊急的な入居を要する人・世帯等については、社協が相談支援で関わることで、連帯保証人がいなくても入居が可能になった。

③ 居住支援協議会への参加

居住支援協議会へ参加し、関係機関・団体との連携、情報共有を図った。

(3) 香川おもいやりネット認定事業（居場所づくり等モデル事業）の実績

これまでの総合相談・支援事業の中から見えてきた地域の課題等に対応するため、「居場所づくり等モデル事業」として実施してきた地域ごとに創意工夫した居場所づくり等の取組みを、事業運営委員会の認定のうえ取り組む「認定事業」として実施し、1事業10万円までの助成を行った。

○令和元年度実施状況

認定番号	施設・社協名	種別	事業内容	助成額（円）
1	ヌーベルさんがわ	老健	フリースペース事業（わんぱく教室） コミュニティカフェを拠点に子どもの居場所づくり、学習支援、子ども食堂等を実施	100,000
2	ヌーベル木太	デイ	地域交流活動事業（2事業） 学習支援の実施と育成会・子ども会と協働による季節行事の開催	187,450
3	志度玉浦園	特養	子どもの居場所づくり事業 長期休暇中の子どもの居場所づくり	4,950
4	大寿苑	特養	介護予防サポーター養成事業 介護予防サポーター養成及びフォローアップ	62,000
5	香東園	特養	てんごの会でないまぜ交流 世代や障害の壁を越えた地域の交流の場づくり	22,204
6	岡本荘	特養	介護予防サポーター養成事業 地域における介護予防サポーター養成	17,577
7	観音寺市社会福祉協議会	社協	地域の居場所「みんなの広場」 誰もが参加できるサロンづくりと地域福祉を支える基盤づくり	100,000
8	大寿苑	特養	ぬくもりサロン事業 認知症カフェにおける住民の交流や認知症の理解を深める場づくり	38,300
9	高松市社会福祉協議会	社協	子育て世帯の自立支援事業 制服・学校用品のリユースを通じて、子どもの就学の機会を確保する。	100,000
10	さぬき	養護	職場体験事業 様々な理由で就労につながっていない方の職場体験の場づくり	32,400
11	高松市社会福祉協議会	社協	買い物支援サービス事業 NPOと協働による山間地域の買い物送迎サービスの実施	100,000
12	高松市社会福祉協議会	社協	離島生活支援事業（男木地区） 住民主体による買い物送迎サービスの実施	100,000

認定 番号	施設・社協名	種別	事業内容	助成額（円）
13	高松市社会福祉協議会	社協	離島生活支援事業（女木地区） 住民主体による買い物送迎サービスの実施	100,000
14	高松市社会福祉協議会	社協	高齢者ふれあい・いきいき農園事業 耕作放棄地を高齢者等のサロン農園として活用し、 高齢者の仲間と生きがいがづくり	100,000
15	マリアの園	特養	まりあ茶屋 地域の高齢者の交流の場づくり	78,833
16	絹島荘	特養	スマイル&スマイル講座 地域の誰もが参加でき、笑顔で元気になる居場所づくり	100,000
17	絹島荘	特養	認知症カフェ『結の会』 認知症の方とその家族が他の住民や専門職とつながる場づくり	60,000
18	善通寺社会福祉協議会	社協	ここめし 「ここ家」において、生活困窮者等自立支援事業等の相談者を対象に簡単な食事を調理、会食、交流の場づくり ひきこもりに関する研修会 地域住民を対象に、ひきこもりに関する正しい知識と支援のあり方を学ぶ研修会を開催 ここ寄席 地域住民を対象に、地域で活動している方や当事者等が活動内容や思いを語り、分かち合う場づくり	100,000
19	みとよ荘	障害	こどもおとな食堂 「まんまのもり」が実施する食を通じた交流や居場所づくり	9,200

計 1,402,616 円

（４）職場体験事業

様々な理由による離職や失業、また、就労を希望しているが、傷病や虐待、ひきこもりなどで、すぐに一般企業等での就労は難しいと思われる人に、参画法人施設・社協が職場体験の場を提供し、社会や地域、人とのつながりづくりや就労に向けた機会づくりみに取り組んだ。

○実施事業所

- ・ 2事業所（養護老人ホームさぬき、特養大寿苑）

(5) 若い世代を支える若い世代による相談支援体制の取組み

(Next generation challenge)

総合相談支援において、若い世代からの仕事や住宅確保に関する相談が増える傾向がみられたため、若い世代の支援者による若い世代のニーズ把握に向けて、SNS について勉強会を小豆圏域で開催した。

- ・ 開催日 令和元年 12 月 16 日
- ・ 場 所 社会福祉法人サンシャイン会 小規模多機能型居宅介護事業サンリゾート
- ・ 講 師 瀬戸内サニー株式会社 代表取締役 大崎 龍史 氏

4 総合相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）

総合相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修やスキルアップ研修をはじめ、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、法人全体の人材育成につなげていく。

また、本事業を通じて社会福祉施設が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心（気づき・学び）につなげ福祉教育を推進する。

(1) 総合相談・支援担当者等研修の開催

① 総合相談・支援担当者養成研修（CSW 実践者養成研修）

- ・ 開催日 令和元年 9 月 18 日～19 日
- ・ 場 所 香川県社会福祉総合センター
- ・ 参加者 22 名（社会福祉施設職員、社協職員）
- ・ 内 容 ○実践報告「地域共生社会の実現に向けた取組み」

報告者 高松市社会福祉協議会

地域共生社会推進室長 森谷 正伸 氏

○討論「高松市における実践事例からみるコミュニティソーシャルワークの視点と展開の意義」

登壇者 ・高松市社会福祉協議会

地域共生社会推進室長 森谷 正伸 氏

・香川コミュニティソーシャルワーク実践研究会代表

琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長

越智 和子 氏

進行 日本地域福祉研究所 主任研究員 青山 登志夫 氏

○講義・ワーク

講師 日本地域福祉研究所 主任研究員 青山 登志夫 氏

- ② 総合相談・支援担当者養成研修（グループコンサルテーション）
- ・ 開催日 令和元年12月10日
 - ・ 場 所 香川県社会福祉総合センター
 - ・ 参加者 4名（社協職員、行政職員）
 - ・ 内 容 ○講義「コミュニティソーシャルワークの基礎」
 講師 香川おもいやりネットワーク事業運営委員会副委員長
 琴平町社会福祉協議会
 常務理事・事務局長 越智 和子 氏
 ○グループコンサルテーション
 進行 琴平町社会福祉協議会
 地域生活支援課長 新原 隆一 氏
- ③ 総合相談・支援担当者養成研修（CSW 実践者スキルアップ研修）
- ・ 開催日 令和2年2月14日
 - ・ 場 所 香川県社会福祉総合センター
 - ・ 参加者 5名（社協職員）
 - ・ 内 容 講義・ワーク
 「これからの寄り添い型・伴走型の相談支援の在り方を考える
 ～コミュニティソーシャルワークの展開過程を踏まえて～」
 - ・ 講 師 日本地域福祉研究所 主任研究員 青山 登志夫 氏
- ④ 相談・支援担当者研修会
 （社協職員のコーディネート力を高めるための研修会）
- ・ 開催日 令和元年10月28日
 - ・ 場 所 かがわ総合リハビリテーションセンター福祉センター
 - ・ 参加者 10名
 - ・ 内 容 講義・ワーク
 「地域における包括的支援の実施に向けて
 ～社協職員に求められるコーディネート力とは～」
 - ・ 講 師 美作大学 社会福祉学科 特任教授 小坂田 稔 氏
- ⑤ 香川おもいやりネット事業実践総括セミナー
- ・ 開催日 令和2年2月5日
 - ・ 場 所 香川県社会福祉総合センター
 - ・ 参加者 130名
 - ・ 内 容 ○実践報告
 「さぬき市地域ネットワーク会議の取り組みと社協の役割について～顔の見えるつながりから新たな取り組み～
 報告者 さぬき市社会福祉協議会
 福祉のまち推進課 課長補佐 新開 誠司 氏

○各参画団体報告

報告者 香川県民生委員児童委員協議会連合会

会長 前田 昭文 氏

香川県社会福祉法人経営者協議会

会長 川西 基雄 氏

香川県老人福祉施設協議会

副会長 中條 弘矩 氏

- ・ 講師 日本地域福祉研究所 理事長 大橋 謙策 氏

(2) 事業説明会及び担当者等連絡会の開催

① 香川おもいやりネットワーク事業担当者会（社会福祉施設・市町社協）

- ・ 開催日 令和元年5月16日
- ・ 場所 香川県社会福祉総合センター
- ・ 参加者 64名
- ・ 内容 ○説明・報告
 - ・ 社会福祉法人制度改革と香川おもいやりネットワーク事業
 - ・ 平成30年度事業実施状況と今後の取組みについて

○グループ協議

5 香川おもいやりネット基金の創設

（香川おもいやりネットワーク事業県センター設置）

参画社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費（別表）による、香川おもいやりネット基金を創設し各事業を実施するとともに、総合相談・支援担当者の研修の実施等事業全体をバックアップする香川おもいやりネットワーク事業県センター（事務局）を県社協に設置する。

また、事業全体の取組みを情報発信して、さらには本事業の取組みで明らかになった地域の福祉課題等の分析等を行い政策提言につなげていく。

(1) おもいやりネット基金の創設と事業全体の運営について

本事業は、趣旨に賛同する社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費をもって創設する、香川おもいやりネット基金により運営している。

事業の推進・運営については、「香川おもいやりネットワーク事業運営委員会」（尾崎 民子委員長／社会福祉法人祐正福祉会 理事・介護老人保健施設ヌーベルさんがわ施設長）を設置し協議している。

また、香川おもいやりネットワーク事業の事務局・県センターを県社協に設置し、参加法人に配置されている総合相談・支援事業担当者の養成研修や担当者連絡会の実施、また総合相談・支援のあり方や新しいサービス開発について検討する「総合相談及び支援に関する小委員会」（越智 和子委員長／琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長）を開催している。

① 令和元年度業運営委員会開催状況（3回開催）

回	開催日	場所	内容
1	6月5日	香川県社会福祉総合センター	・これまでの取組みと今後の取組みについて
2	9月11日		・5年間の取組みと課題を踏まえた今後の進め方について
3	12月18日		・5年間の取組みの振り返りと今後に向けて ・実践総括セミナーについて
4	2月21日		※新型コロナウイルス感染防止のため中止

② 総合相談及び支援等に関する小委員会（3回開催）

回	開催日	場所	内容
1	6月24日	香川県社会福祉総合センター	・小委員会の位置づけについて ・今後の取組みについて ①総合相談支援体制の強化について ②地域ネットワーク体制づくりについて ③新しいサービス・仕組みについて
2	10月16日		・令和元年度上半期の取組みについて ・今後の取組みについて ①子どもの育ちを支える地域づくりの取組み ②5年目の事業評価に関するアンケート案について
3	12月12日		・令和元年度の取組みについて ・5年間の取組みの振り返りについて ・実践総括セミナーについて ・今後の進め方について（次年度に向けて）

(2) おもいやりネット啓発イベントの開催と助成

地域のイベント等における当事業啓発のためのブース設置や、施設と社協が協働して、当事業の理解促進や啓発に取り組む場合は、広報費（チラシ等作成経費）について、5万円を上限に助成した。また、シンボルキャラクター「メェートさん」の缶バッジを作成し、イベント等で配布した。

○令和元年度実施状況

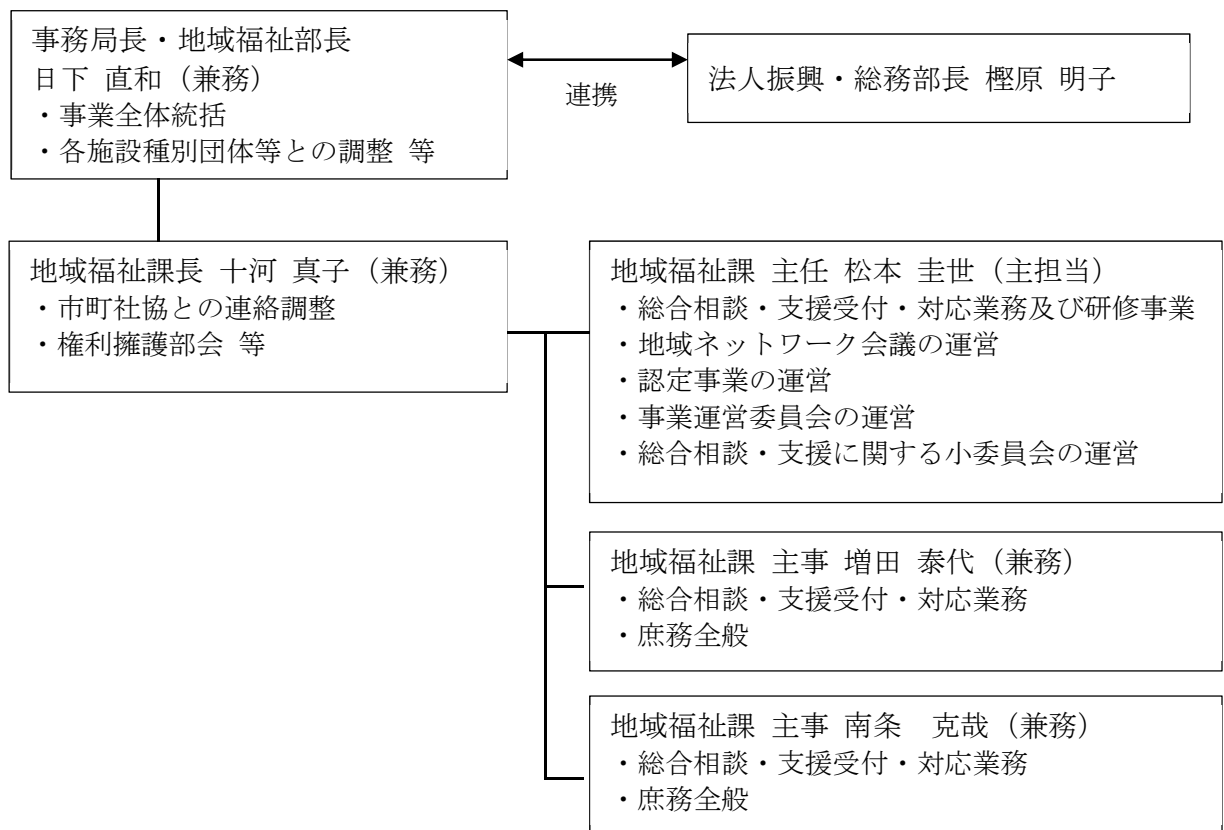
	施設・社協名	開催日	イベント名等	内容	助成額 (円)
1	ヌーベル木太	4月7日	桜まつり	子ども会と共催による地域の季節行事	22,000
2	丸亀市社会福祉協議会	8月20日	紅山荘夕涼み会	相談ブースとワークショップ	1,925
3	ヌーベル木太	8月22日	水遊び	子ども会向けの水遊び行事及びフードバンク活動啓発	20,887
4	支援センターウィズ	8月31日	上映会及び講演会	・上映会 ・発達障害に関するミニ講演会	50,000

5	丸亀市社会福祉協議会	9月23日	ふくしフェスティバルまらがめ	ワークショップ	3,642
6	たるみ荘	10月27日	介護の日キャンペーン	丸亀市老人福祉施設連絡会主催による介護の日啓発活動	50,000
7	さぬき市社会福祉協議会	10月20日	津田ふれあいまつり	市内の参画施設によるフードバンク活動啓発	15,894
8	ヌーベル三木	12月7日	三世代交流もちつき大会	もちつき大会	50,000

計 214,348 円

(3) 事務局体制 (平成31年4月1日現在)

[地域福祉部 所管]



5 5年目の事業評価と今後の取組みについて

(1) 事業の取組みに関するアンケート調査について

平成 27 年度からスタートした当事業について、平成 29 年度に第 1 回目の評価を行い、平成 30 年度からの本事業の方針・方策等の検討を行い、それに基づき取り組んできた。事業開始から 5 年目となる今年度に第 2 回目の評価を行い、今後の本事業の方針・方策等の検討を行うこととした。事業の評価にあたり、参画法人及び各市町民生委員児童委員協議会へアンケートを実施した。

1 調査依頼日 令和元年 11 月 5 日

2 調査依頼先

(1) 参画社会福祉施設・市町社協 117 か所

(2) 市町民協 17 か所 (112 地区)

3 調査回答期限 令和元年 11 月 20 日

4 回収率

(1) 参画社会福祉施設・市町社協 31.0% (36 施設・社協/117 施設・社協)

(2) 市町地区民協会長 82.4% (14 民協/17 民協) (前回 83.9%)

5 参画施設・市町社協のアンケート調査結果

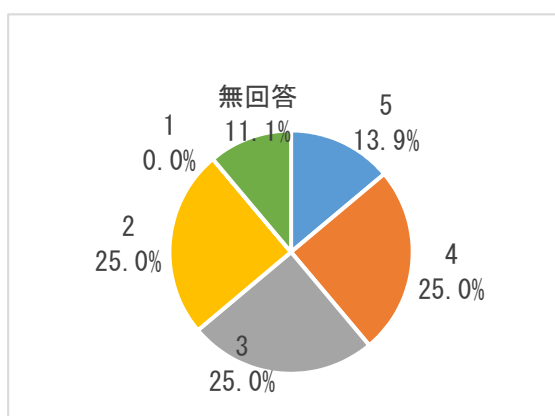
1~5 の 5 段階評価による回答

成果・効果を 5:とても感じている 4:少し感じている 3:どちらともいえない
2:あまり感じていない 1:全く感じていない

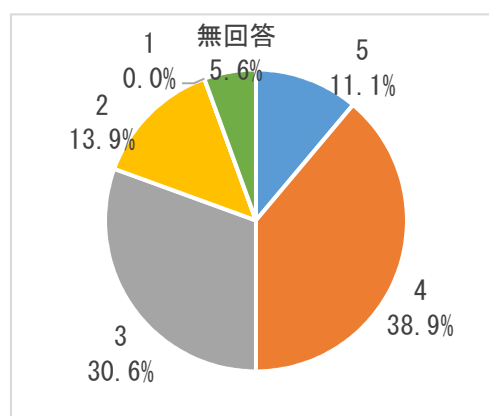
設問 1 事業全体の 5 年間の評価について

設問 1-① 個別の福祉ニーズの把握と具体的な相談・支援

<施設長・市町社協事務局長等>

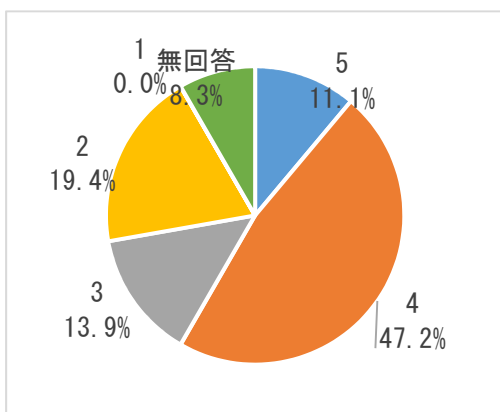


<事業担当者>

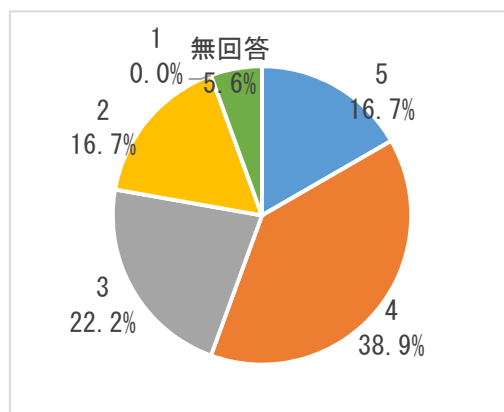


設問 1-② 参画法人同士の連携

<施設長・市町社協事務局長等>

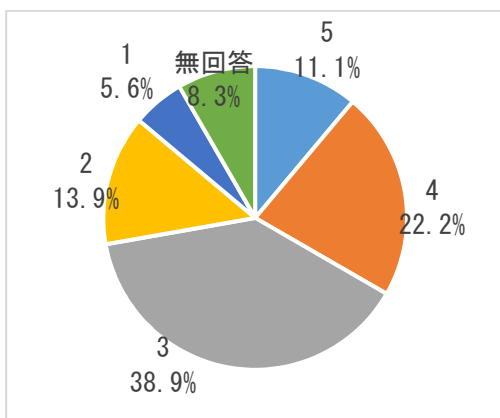


<事業担当者>

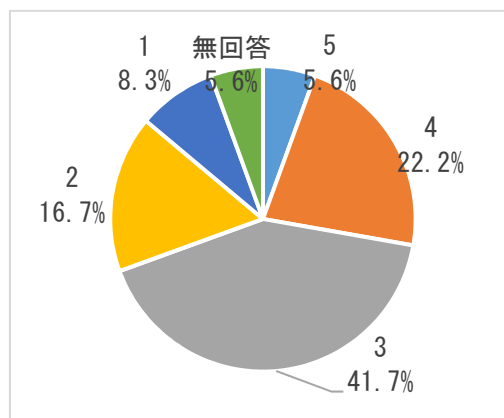


設問 1-③ 新しいサービス開発や仕組みづくり

<施設長・市町社協事務局長等>

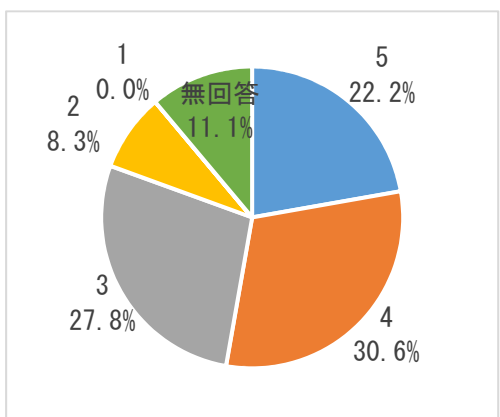


<事業担当者>

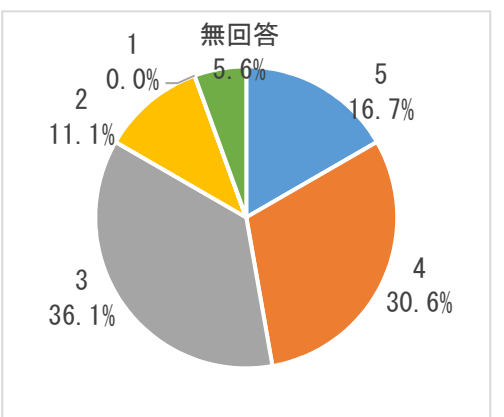


設問 1-④ 事業に関わった職員の意識の変化と人材育成

<施設長・市町社協事務局長等>

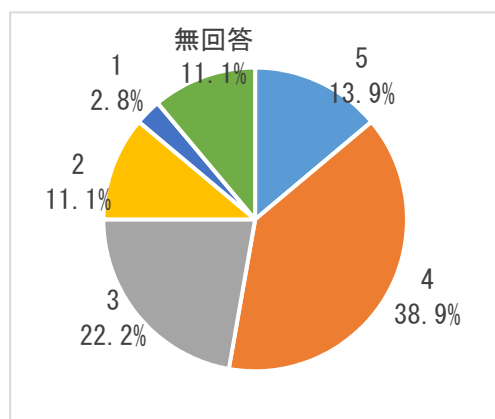


<事業担当者>

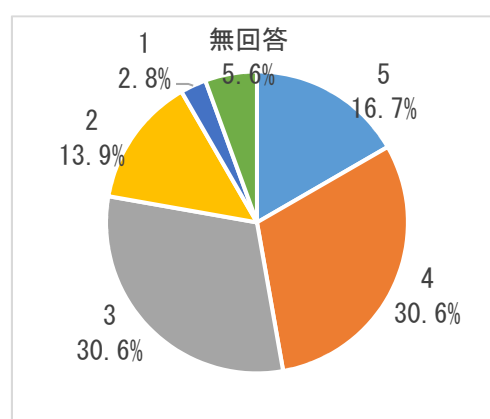


設問 1-⑤ 民生委員・児童委員等の関係団体等との連携

<施設長・市町社協事務局長等>



<事業担当者>



設問 2 取組みについて

設問 2-① 総合相談支援事業について（主な意見）

【成果】

- ① 個別支援について、緊急的支援を活用し、社会福祉法人施設との連携で柔軟に対応し、制度につながるまでの支援や支援につながるきっかけとなっている。
- ② 社協が中心となり、社会福祉法人施設や民生委員児童委員との情報共有や、その後の支援につながることができている。
- ③ ニーズ把握に努め、地域で支えようとする意識が高まっていると感じる。
- ④ 関係各所と連携し、協働して支援することができた。
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金、権利擁護事業等と連携を深めることができた。
- ⑥ 制度の狭間にいる人の支援方法に行き詰まりを感じた時に、相談できる場があるのは心強い。

【課題】

- ① 事業があまり周知されておらず、相談につながっていない。
- ② 人材不足で実施・協力できない状況になっている。
- ③ 継続した関わりができず、その場だけの解決になることもある、関係機関との支援体制の構築が重要である。
- ④ もっと課題を効率よく組み上げていく手法やそれに伴う広報、更なるネットワークづくりが求められる。
- ⑤ 現物給付を利用した人から再度相談があった場合に、生活困窮者自立支援制度の利用を促しているが、なかなか利用に至らない。現物給付だけでは、現状の改善ができない場合も多く、継続した支援をどのようにしていくか。
- ⑥ どの事業のシステムに入力するか。
- ⑦ 事業所としての実績はない。

設問 2-② 地域ネットワークについて（主な意見）

【成果】

- ① 社会福祉法人施設と民生委員、社協の顔の見える関係ができ、協力する仕組みができた。
- ② 参画法人として、地域の居場所づくりや新しい仕組みについて検討するようになった。
- ③ 市の地域福祉計画策定に向け、新しい施策の提案につながった。
- ④ 毎月実施することで、地域の課題やニーズの把握と法人で何ができるかなどを考える時間になっている。もっと社会貢献しないといけないという気持ちになる。
- ⑤ 他施設の取組みを知ることができ、参考になっている。
- ⑥ 事例検討で、各々の立場で支援方法を考え、意見を出し合える場があることで、気づいていなかった地域の社会資源や絆が知れたことはよかった。
- ⑦ 参画法人に限定せず、広く関係機関で顔の見える関係づくりができています。
- ⑧ 継続して、情報・意見交換を行うことで、協力支援体制ができた。

【課題】

- ① 顔が見える関係に留まっており、連携・協働の取組みに進んでいない。
- ② 似たような連携会議があり、重複するものの整理ができていないのか。
- ③ 民生委員児童委員等の地域とのネットワークが不十分ではないか。（地域共生社会の体制づくりに向けた連携等）
- ④ 地域課題を協議しているが、課題解決につながる手ごたえがすぐになかったり、実践がなかったりするため、何のための会議と思われていないか。
- ⑤ ネットワークのメンバーを増やすことが必要ではないか（SSW、MSW、行政等）
- ⑥ 他分野との意見交換や協働事業の検討が必要ではないか。
- ⑦ 情報共有が主となり、新しい支援体制の構築や取組みへの発展が難しい。
- ⑧ ネットワーク会議を開いてほしい。

設問 2-③ 居場所づくり等について（主な意見）

【成果】

- ① 施設の機能だけでなく、子どもや地域の人たちが気軽に立ち寄れる場所としての機能ができた。また、ニーズ把握にもつながっている。
- ② 地域の人と協力し実施・活用できており、継続が大切である。
- ③ 地域住民の福祉に対する理解と関心につながることができている。

【課題】

- ① 運用していく人手不足。
- ② 居場所までの送迎やサポーター等の人材育成。
- ③ 写真などの報告書があると伝わりやすい。

設問 2-④ 広報・啓発について（主な意見）

【成果】

- ① パンフレットやメモ帳の作成。また、ボールペン、ファイル等一般の方でも使いやすいものを作成してはどうか。
- ② 広報・啓発への助成の活用。

【課題】

- ① 誰に対して周知しているのか対象が不明確。
- ② イベント時にチラシやパンフレットの配布はできたが、ゆっくりと話をしたりはできなかった。
- ③ 各事業所の広報誌などに関連記事を掲載する。
- ④ 県社協 HP の見直し。参画法人や医療関係者等へのリンクの依頼等。
- ⑤ Youtube など動画の拡散や各事業所や個人で Facebook や Twitter の活用。
- ⑥ 組織内職員の事業への理解が重要である。
- ⑦ ケアマネやサビ管等の研修での事業周知・説明。
- ⑧ 地域住民がもっと気軽に福祉に関われるような工夫が必要。

設問 3 今後の取組みについて（主な意見）

- ① 生活困窮や生活保護、地域包括支援センター、障害者相談窓口等との連携。
- ② 災害時の対応（ある程度落ち着いてからの対応）。
- ③ 意思決定できない身寄りのない方への入所契約、医療支援の方向性の決定、死後の対応に対する支援事業。
- ④ 地域共生社会に向けたネットワークづくり。
- ⑤ 高齢、障害、子どもの分野の協働。
- ⑥ 核となる事業の絞り込みとその実施。
- ⑦ 福祉人材確保の取組み。

設問 4 その他（主な意見）

- ① 年会費や会費の使い方の検討。（人の派遣ができないので会費で応援している事業所もあると思う。）
- ② 継続して行う事業に対して、法人間連携の構築や事業活動費の支出。
- ③ 事業自体の実施や方向性には賛成。各事業所が無理なく継続して運営していただけるような計画が必要。
- ④ 地域によって、参画法人（社協）の温度差がある。
- ⑤ 県全体だけでなく各圏域対応等、フレキシブルな対応も必要。

(2) アンケート調査からの課題

社協や社会福祉法人施設及び民生委員・児童委員と顔の見える関係が構築でき、情報共有をしながら、地域で支えていこうとする体制の構築や職員一人ひとりの意識が高まったという意見があった。一方で、事業自体がまだ十分に知られていないこと、この5年間を通して事例や居場所づくり等に関わることのなかった社会福祉法人施設もあり、参画意識が感じられないという意見もある。

また、民生委員・児童委員との連携ができていないと回答したのは半数程度であり、アンケート実施後、民生委員・児童委員の一斉改選があったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域ネットワーク会議の開催や民生委員・児童委員への周知ができていない状況である。これらの課題をまとめると、次のとおりとなる。

- ① 社協と社会福祉法人施設、民生委員・児童委員と顔の見える関係はできたものの、連携・協働して居場所づくり等に取り組むことはできていない市町がある。
- ③ 民生委員・児童委員への事業の周知と理解促進。
- ④ SNS等を活用した広報・啓発に取り組む。
- ⑤ 各市町や圏域で会費を使う仕組み等、会費の使い方の検討が必要である。

(3) 今後の事業の進め方について

以上の課題等を踏まえ、今後は以下の方針に基づき事業を推進していくこととする。

- ① これまで構築してきた総合相談支援体制や地域ネットワーク会議をさらに充実させるとともに、多職種連携の体制づくりに取り組む。
- ② 民生委員・児童委員活動と連携し、地域の課題解決に向けて取り組む（ニーズ把握や緩やかな支援体制の構築）
- ③ おもいやり基金を活用し、市町（圏域）の複数の参画法人が連携・協働して、地域のニーズ把握、課題解決に向けて取り組む体制づくり。
- ④ SNS等を活用し、事業の広報啓発に取り組む。

6 香川おもいやりネットワーク事業 決算状況

○ 令和元年度決算

【収入の部】

(単位:円)

科目(内容)	金額	備考
会費収入	15,650,000	①施設法人 14,250,000 ②社協 1,350,000 ③協力会員 50,000
寄付金収入	359,894	
助成金収入	100,000	全国食支援助成金
参加費収入	2,000	
現物給付返還金収入	799,699	
入居債務保証料収入	210,000	
利息収入	261	
雑収入	17,840	
収入合計(A)	17,139,694	

【支出の部】

(単位:円)

科目 (内容)	金額	備 考
人件費	5,669,893	正規職員1名
事業費	5,275,291	
現物給付費	3,381,230	
入居債務保証金支出	60,000	
諸謝金	177,000	講師謝金
旅費交通費	272,388	講師交通費、委員旅費等
消耗器具備品費	185,260	
印刷製本費	138,347	
車輛費	120,000	
通信運搬費	61,718	
会議費	57,888	
広報費	370,948	缶バッヂ作成費、広報啓発事業費
業務委託費	48,029	CSW 研修委託費
手数料	10,000	
保険料	233,310	総合相談支援担当者賠償等保険、ボランティア保険
賃借料	47,593	
租税公課	6,600	
資料図書費	86,500	CSW 研修テキスト費
雑支出	18,480	
事務費	1,399,835	
研修研究費	10,700	
事務消耗品費	28,252	
通信運搬費	180,000	
賃借料	1,115,331	支援システム、公用車、パソコン等利用料
保守料	65,552	
助成金支出	1,502,616	
認定事業助成金	1,402,616	
職場体験助成金	100,000	
長期未払金支出	419,904	
長期未払金支出	419,904	支援システム
支出合計 (B)	14,267,539	
当期資金収支差額 (A-B) (C)	2,872,155	
前期末支払資金残高 (D)	17,965,854	
当期末支払資金残高 (C+D)	20,838,009	

参 考 资 料

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱

核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助の機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあつて、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題及び生活課題が深刻化している。

社会福祉法人香川県社会福祉協議会は、香川おもいやりネットワーク事業を、このような課題に対応する社会福祉関係者の協働の取組として、さらには、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、香川県内の社会福祉法人、民生委員・児童委員その他の関係者が協働し、実施する香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット事業」という。）について、基本的な事項を定め、生活のしづらさを抱えた者を包括的に支援する仕組みをつくり、もって、地域における様々な福祉課題及び生活課題に対応することを目的とする。

(実施主体)

第2条 おもいやりネット事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及びおもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人（以下「参加法人」という。）の協働の事業として実施するものとする。

(おもいやりネット事業実施法人の参加等)

第3条 おもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める入会申込書を提出するものとする。

2 参加法人は、おもいやりネット事業の実施に当たり、相互に協働して事業に取り組むとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

3 参加法人は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(実施事業)

第4条 県社協及び参加法人は、地域のネットワークを構築する事業として、次に掲げるものを実施する。

(1) 地域のネットワーク体制づくり

ア 地域ネットワーク会議の開催（おもいやりネット事業の関係者による連携・協働（情報交換）の場づくり等）

- イ 地域の社会資源の活用や新しいサービスの開発の検討
- ウ 地域の居場所づくりの推進（世代や分野を超えた居場所づくり等）
- エ 地域の権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進、地域の見守り支援体制の強化等）
- (2) 総合相談及び支援
 - ア 地域の福祉課題及び生活課題の把握並びに総合的な生活相談及び支援の取組
 - イ 地域トータルサポート会議（個別支援調整会議）の開催
- (3) 地域の人材育成及び福祉教育の推進（専門職、住民の学びの場づくり等）
- 2 県社協は、おもいやりネット事業県センターを設置して行う事業として、次に掲げるものを実施する。
 - (1) 前項各号に掲げるものの実施に対する支援
 - ア 参加法人の担当者（総合相談・支援事業の担当者）に対する研修（コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修、スキルアップ研修等）の開催等人材育成に関すること。
 - イ 新しいサービス開発のためのテーマ別検討会議の開催
 - (2) 権利擁護・成年後見支援センターの機能強化
 - (3) おもいやりネット事業に係る取組の情報発信及び政策提言
 - (4) おもいやりネット事業の事務局の運営
 - (5) その他おもいやりネット事業推進のために必要な事業
- 3 第1項各号に掲げる事業の実施に必要な運営要領は、別に定める。

（おもいやりネット基金の設置等）

- 第5条 おもいやりネット事業を実施するため、県社協におもいやりネット基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金の財源は、社会福祉法人からの年会費、第7条で規定する協力会費及び寄附金等をもって充てる。
 - 3 社会福祉法人からの年会費については、別表のとおりとする。
 - 4 おもいやりネット事業の実施に要する経費の財源には、基金を充てるものとする。
 - 5 基金は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

（おもいやりネット事業運営委員会の設置等）

- 第6条 第1条の目的を達成し、及び基金の管理運営を行うため、香川県社会福祉協議会定款第20条第3項に基づき、香川おもいやりネットワーク事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。
- 2 事業運営委員会は12名以内の委員で構成し、社会福祉法人の役職員、民生委員・児童委員、学識経験者その他必要と認められる者のうちから、会長が委

嘱する。

- 3 事業運営委員会に委員長 1 名及び副委員長 2 名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、事業運営委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 事業運営委員会は、おもいやりネット事業の検討及び検証並びに第 4 条第 3 項の運営要領の検討を行う。
- 9 事業運営委員会は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事業の取組についての協議を行うため、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 10 事業運営委員会に、おもいやりネット事業の推進について助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- 11 アドバイザーは、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 12 アドバイザーは、事業運営委員会に出席し、助言及び提言を行うものとする。

(協力会員)

- 第 7 条 協力会員は、おもいやりネット事業の目的及び事業内容に賛同・協力する法人、団体及び個人で、事業運営委員会の承認を得たものとする。
- 2 協力会員からの年会費については、別表のとおりとする。

(個人情報)

- 第 8 条 おもいやりネット事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるととともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、会長及び参加法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

(雑則)

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、おもいやりネット事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱に基づいて最初に任命された事業運営委員会の委員の任期は、第 6 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

〔別表〕

香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費

種 別			年 額(円)
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム	200,000
		介護老人保健施設	200,000
	介護保険以外	養護老人ホーム	100,000
		軽費老人ホーム・ケアハウス	100,000
障害者施設	入所	障害者支援施設	200,000
	通所	障害福祉サービス事業所	50,000
児童福祉施設	入所(措置)	児童養護施設	100,000
		児童心理治療施設	100,000
		乳児院	100,000
	通所	保育所等	50,000
生活保護施設	入所(措置)	救護施設	100,000
その他	入所・通所	上記以外の施設	50,000
社協		県・市社会福祉協議会	100,000
		町社会福祉協議会	50,000

香川おもいやりネットワーク事業 協力会員会費

区 分		年 額(円)
協力会員	個人	1口10,000(1口以上)
	法人・団体	1口10,000(5口以上)

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会 委員名簿
(令和2年3月31日現在)

(敬称略)

職名	氏名	所属法人・施設・団体名及び役職	種別
委員長	尾崎 民子	社会福祉法人祐正福祉会 理事 介護老人保健施設ヌーベルさんがわ 施設長	老人・障害
委員	忽那 ゆみ代	社会福祉法人いずみ保育園 理事長 いずみこども園 施設長	保育所等
副委員長	中條 弘矩	社会福祉法人香東園 理事 特別養護老人ホーム香東園 施設長	老人
委員	森田 浩之	社会福祉法人長尾福祉会 理事長	老人・障害
委員	守家 敬子	社会福祉法人萬象園 理事長 救護施設萬象園 施設長	救護
委員	荻田 淳	社会福祉法人観音寺ふたば福祉会 理事長 観音寺ふたば保育園 施設長	保育所等
委員	川西 剛	社会福祉法人 サンシャイン会 軽費老人ホームシーサイドサンシャイン 施設長	老人
委員	田中 克幸	高松市社会福祉協議会 常務理事・事務局長	地域
副委員長	越智 和子	琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	地域
委員	武田 裕司	善通寺市社会福祉協議会 事務局長	地域
委員	高木 康博	香川県社会福祉協議会 常務理事	事務局
委員	前田 昭文	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 会長	民生委員
アドバイザー	大橋 謙策	公益財団法人テクノエイド協会 理事長 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所理事長	学識経験

おもいやりネットワーク事業
総合相談及び支援に関する小委員会 設置規程

(目的)

第1条 香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第9項の規定に基づき、要綱第4条第1項2号に規定する総合相談及び支援の具体的な方策等について協議するため、香川おもいやりネットワーク事業総合相談及び支援に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(主な協議事項)

第2条 この小委員会における主な協議事項は次のとおりとする。

- (1) 総合生活相談・支援の進め方と他機関・団体との連携方策
- (2) 経済的援助（現物給付）の方策
- (3) 相談・支援担当者の研修の進め方
- (4) 地域トータルサポート会議の進め方
- (5) その他、本小委員会の目的を達成するために必要な事項

(小委員会の構成)

第3条 この小委員会は8名以内の委員で構成し、小委員会を招集し会務を統括するため委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長の指名により、副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 委員の任期は小委員会の目的達成により終了するものとする。
- 4 委員長は小委員会の協議内容について、要綱第6条に規定する香川おもいやりネットワーク事業運営委員会委員長に随時報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 委員はこの小委員会において知り得た個人情報を、正当な理由なく、第三者に漏らしてはならない。また、委員の任を退いた後も同様とする。

(その他)

第5条 小委員会の庶務は、香川県社会福祉協議会地域福祉課において行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年6月3日から施行する。

この規程に基づく最初に委嘱された小委員会委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

香川おもいやりネットワーク事業
総合相談及び支援に関する小委員会 委員名簿
(令和2年3月31日現在)

(敬称略)

職名	氏名	所属法人・施設・団体名及び役職
副委員長	守家 敬子	社会福祉法人萬象園 理事長 救護施設萬象園 施設長
委員	黒川 眞由美	社会福祉法人 大寿庵 特別養護老人ホーム 大寿苑 施設長補佐
委員	川村 圭	高松市障がい者基幹相談支援センター 副センター長
委員長	越智 和子	琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長

香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業（以下「おもいやりネット相談支援事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 おもいやりネット相談支援事業実施に当たっては、各市町内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(事業の位置づけ)

第4条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法第2条第3項第1号に定められた第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけ、各参加法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と規定する。

(実施事業の内容)

第5条 おもいやりネット相談支援事業では次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 総合生活相談・支援事業の実施

参加法人は本要領第6条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者（生活のしづらさを抱える方）に対する訪問・相談活動を通じて福祉課題・生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用するとともに、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(2) 地域トータルサポート会議の開催

要支援者のアセスメント等に基づき、個別の課題を整理し、具体的な支援目標や支援の計画、経済的援助の必要性等を検討する地域トータルサポート会議を、各市町ごとに各参加法人が協働して開催する。

- 2 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たっては、要綱第4条第1号及び第3号に規定する各事業（地域のネットワーク体制づくり、地域の人材育成及び福祉教育の推進）と連携し効果的に取り組むものとする。

（相談・支援担当者の配置）

第6条 この事業の実施に当たり、各参加法人は地域福祉の推進に熱意がある職員のうち、相談援助等の職にある者又はその経験のある相談員等の中からおもいやりネット相談支援事業を担当し、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者（以下「相談等担当者」という。）を配置する。

- 2 相談等担当者は、要綱第4条の第2項に規定する香川おもいやりネットワーク事業県センター（以下「県センター」という。）が実施するコミュニティソーシャルワークに関する養成研修を、原則受講するものとする。

- 3 配置した相談等担当者に変更がある場合は、参加法人は県センターに報告する。

（相談・支援担当者の役割）

第7条 相談等担当者は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、同一市町内の参加法人と連携して、原則として相談者を訪問したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてトータルサポート会議を開催し支援目標や計画等を作成しながら問題解決に向けて支援する。

- 2 相談等担当者は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等の人材、機能と連携（多職種と連携）し、地域の要支援者に対してさまざまな相談支援活動を継続的に行うものとし、種別や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用するとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

（経済的援助の対象者）

第8条 おもいやりネット相談支援事業における経済的援助の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の（1）から（5）に掲げる者を含む世帯とする。

なお、支払いは要支援者本人に代わり各事業者等に対して行うものとする。

- （1）生計困難により食材費の負担が困難な方
- （2）生計困難により光熱水費の負担が困難な方
- （3）生計困難により生活に必要な日用品費の負担が困難な方
- （4）生計困難により医療・介護・福祉サービス費の負担が困難な方
- （5）上記に類似する方

- 2 前項の規定にかかわらず、次の（1）から（7）に掲げる場合は対象としない。

- （1）施設に入所している場合
- （2）生活保護を受給している場合

- (3) 介護・福祉サービスの給付限度額を超えて利用しようとする場合
- (4) 借入金、滞納金の返済に充てようとする場合
- (5) おもいやりネット相談支援事業の相談支援を受諾しない場合
- (6) 現金給付を求めたり現物給付のみを求める場合
- (7) 上記に類似する場合

3 経済的援助は原則として給付とする、ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を受け入れることとする。

(経済的援助による支援内容の決定)

第9条 現物給付による生活支援内容について、要支援者への相談等を重ねる中で、市町内の相談等担当者が協議し、関係機関と協議を行ったうえで、各参加法人の施設長及び市町社会福祉協議会事務局長が協議のうえ、必要と認められる経済的援助の内容及び額を決定する。

(経済的援助による支援限度額)

第10条 1つの支援に係る経済的援助の限度額は、当面の自立に必要な最低限度の額とする。これを超える額の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、要綱第6条に規定するおもいやりネット事業運営委員会(以下「事業運営委員会」という。)に報告する。

(経済的援助による支援期間)

第11条 現物給付による支援の期間は、1つの支援にあたり概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、事業運営委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第12条 おもいやりネット相談支援事業において相談等担当者及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第13条 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条に規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号及び第3号に定める地域のネットワーク体制づくり並びに地域の人材育成及び福祉教育の推進に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業（以下「おもいやりネット地域体制づくり事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット地域体制づくり事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 事業の実施の際に、地域内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(実施事業の内容)

第4条 おもいやりネット地域体制づくり事業では、次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 地域のネットワーク体制づくり（地域ネットワーク会議の開催）

各市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の、連携・協働の場づくりである地域ネットワーク会議を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくる。

(2) 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

地域ネットワーク会議の開催に当たり、参加法人は協働して地域の福祉課題・生活課題の把握に努めるとともに、社会資源のリストづくり（地域の相談窓口、社会福祉施設や市町社協が提供できる資源等のリストづくり等）を行い、さらには地域にない必要な資源やサービスを研究・開発し、個別の支援やさらには地域の新しい仕組みづくりにつなげていく。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に取り組む。

(3) 相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）

要綱第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援における、相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践に関する研修やスキルアップ研修、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、参加

法人の人材育成につなげる。

また、おもいやりネット地域体制づくり事業を通じて社会福祉施設や市町社協が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心（気づき・学び）につなげ福祉教育を推進する。

- 2 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たっては、要綱第4条第1項第2号に規定する事業（総合相談及び支援）と連携し効果的に取り組むものとする。

（個人情報保護）

第5条 おもいやりネット地域体制づくり事業において、参加法人及び関係者は要支援者等に関するの個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（委任）

第6条 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条で規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネット認定事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川おもいやりネットワーク事業（以下、「香川おもいやりネット」という。）における、「香川おもいやりネット認定事業」（以下、「認定事業」という。）の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

認定事業は、地域の様々な福祉ニーズに対応するため、会員である社会福祉施設及び市町社会福祉協議会（以下「会員施設等」という。）が協議をしながら、市町（地域）ごとに創意工夫して、地域の福祉課題・生活課題等に対応するサービス・仕組みを開発・実施する事業に、地域の住民の参画や協力を得て取り組むものとする。

3 実施主体（助成対象団体）

認定事業の実施主体は会員施設等とする。

4 活動の支援等

香川おもいやりネット県センター（以下「県センター」という。）は、認定事業の立ち上げ等にかかる経費の助成及び運営への支援・協力を行う。

（１）助成限度額は１事業あたり１か年度１０万円（運営費支援）で２か年度を限度とし、また、助成事業実施に伴う賠償責任等の保険加入費用については、県センターで負担する。

（２）県センターは必要に応じ、運営への支援や連絡会、研修会等を実施する。

5 実施の申請

認定事業を実施しようとする会員施設等（以下「事業実施会員施設等」という。）は、「事業実施企画書」（様式認１）を作成し、別に定める期日までに県センターに提出しなければならない。

6 実施の決定及び助成金の交付

（１）県センターは「事業実施企画書」を受理し、事業の認定を行い、事業運営委員会で報告を行う。また、事業の認定について、事業実施会員施設等に通知するものとする。

（２）県センターは、事業実施会員施設等からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

7 実施の条件

事業実施会員施設等は、認定事業の実施にあたり、関係機関・団体及び県センターと連携を図り、また、参加者の安全への十分な配慮を行い実施するものとする。

8 実績報告

事業実施会員施設等は、毎年4月末日までに、県センターに、「実施報告書」（様式認2）を提出しなければならない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、認定事業の実施及び助成に関して、必要な事項及びこの要領により難しい場合は、香川おもいやりネット運営委員会委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和30年12月6日から施行し、適用は令和31年4月1日からとする。



令和2年6月30日発行

香川おもいやりネットワーク事業 県センター

社会福祉法人香川県社会福祉協議会（事務局：地域福祉部 地域福祉課）

〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター

TEL 087-861-0546 FAX 087-861-2664

E-mail omoiyari@kagawaken-shakyo.or.jp